

## 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房秘書課		
施策等の名称	広報活動の推進		
目 標	<b>基本目標</b>	指 標	① ホームページの改訂件数、アクセス件数 ② 法の日週間の広報・各種行事の実施件数、参加国民数 ③ 法務省見学の申込みの受入件数、見学者数 ④ 法務省パンフレットの配布希望数、配布数 ⑤ 法務省の業務紹介ビデオの貸出件数（上映件数）
	法務省の活動を理解する機会を増やす。		
	<b>達成目標</b>		
	1 法務省ホームページのアクセス件数が増加する。 2 法の日週間への参加国民数が増加する。 3 法務省見学者が増加する。 4 法務省パンフレットの配布希望数が増加する。 5 法務省の業務紹介ビデオの貸出件数（上映件数）が増加する。		
基本的考え方	<p>法務省は、基本法制の維持・整備、法秩序の維持、国民の権利擁護等を任務としており、国家の基盤を支え、国民の安全で安心な暮らしに寄与している官庁である。このように法務省は、国民にとって本来極めて身近な存在であるところ、国民による法務省の諸活動に関する理解は、必ずしも十分ではないと思われる。</p> <p>他方、我が国は、過度の事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会への転換が図られつつあり、このような中で、法務省の役割はますます重大なものとなってきているとともに、法務省が一層国民に開かれたものとなり、説明責任を果たしながら国民の声に耳を傾け、より透明な法務行政を行うことが求められている。</p> <p>以上の観点から、国民の法務省に関する理解を更に深め、その協力・支援を強化するなどのため、上記の基本目標及び達成目標を定めたところである。例えば、広報室の限られた人的・予算的資源の下で効果的広報展開を行うため、急速に普及しているインターネットを活用しての広報活動に力を入れることとし、ホームページ上でのより多くの情報提供及びその迅速な更新に努めることとしたい。さらには、「法の日」週間をより一層効果的実施するとともに、法務省の見学者に対しては、法務史料展示室を見学させるだけでなく、法務省の業務説明も加えて実施することとしたい。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
測定方法等	1. 測定時期：平成15年3月31日		

	<p><b>2. 測定方法等</b></p> <p>(1) ホームページ・・・アクセスカウンターを調査して集計  (2) 「法の日」週間の参加者数・・・各行事等における入場者数を集計  (3) 法務省の見学者数・・・申込依頼書を確認して集計  (4) パンフレット・・・在庫数等から逆算して算出  (5) 業務紹介ビデオの貸出件数・・・各施設において調査したものを集計</p>
<p>評価の内容</p>	<p><b>1. 平成14年に講じた施策(実施状況)</b></p> <p>(1) ホームページの改訂  国民の法務行政への理解向上を図るため、ホームページの内容を毎日見直し、最新情報を掲載するとともに、ホームページ閲覧者が法務行政をより身近に感じるように、図や絵等の画像を使用し、分かりやすく見やすい画面作りによる改訂を実施した。</p> <p>(2) 法の日週間における各種行事の実施  法の日週間とは、法を尊重し、法によって基本的権利を擁護し、法によって社会秩序を確立する精神を高めることを目的として、法務省と最高裁判所及び日本弁護士連合会が合同で「法の日」である10月1日から1週間にわたり、法に係る各種啓発行事を開催するものであり、本年度は、全国の検察庁・法務局において、無料法律相談、講演会等を実施した。</p> <p>(3) 法務省見学の実施  修学旅行等による小・中学生の法務省見学を積極的に受け入れた。  同見学後、小・中学生等から、法務省の対応については、「親切・ていねい」であり、法務省の仕事については、「以前は何をしているのか分からなかった」が、見学後は「よく理解できた」などという感想文・礼状が多数寄せられている。  なお、説明資料については、「法務省パンフレット」のほかに、広報室において別途簡単な資料を作成して配布し、充実させた。  おって、小・中学生等による法務省見学への対応は以下のとおりである。  <b>【法務省見学者への対応】</b>  ① 法務省の業務に係る概要説明（我が国の基本法制等について説明し、理解を増進させる。）  ② 情報公開室等の見学及び業務説明  ③ 法務史料展示室の見学（法の歴史に関する説明を通じ、法を尊重する意識の醸成を図る。）</p> <p>(4) 法務省パンフレットの配布・活用  毎年、内容を更新し、図、絵、写真、グラフ等を多用して、国民に身近で分かりやすいパンフレット作りをしている。  これらについては、法務省見学者に配布したほか、各種研修・行事・タウンミーティング等においても配布した。</p> <p>(5) 法務省の業務紹介ビデオの貸出し・上映  「法の日」週間記念行事等で上映したほか、各種研修・行事等に貸し出して上映した。また、法務局、検察庁、保護観察所等の地方機関では、ロビー等において随時上映し、法務行政に対する理解の増進に努めた。</p> <hr/> <p><b>2. 評価結果</b></p> <p>(1) ホームページの改訂件数・アクセス件数  改訂件数は微増であるが、アクセス件数は前年と比して約65万件（約36%）増と大幅に増加している。  今後は、動画等の導入を検討し、更に分かりやすいホームページ作りをする。</p>

	H13年度	H14年度
ホームページ改訂件数	858	869
ホームページアクセス件数	1,775,006	2,417,058

(2) 法の日週間の各種行事の実施件数，参加者数

実施件数，参加者数共に相当程度増加している。

各種行事（特に座談会及び講演会）の企画に際しては，マンネリ化しないように留意した。法務省・最高裁・日弁連の三者共催であること及び予算的資源等の種々の制約の中で，どのように三者が協力して新しい企画をすることができるかが，今後の課題である。

	H13年度		H14年度	
	実施件数	参加者数	実施件数	参加者数
座談会・講演会	42	6,766	45	5,762
法律・法務行政相談	1,322	17,704	1,398	20,067
公判傍聴・見学会等	64	2,237	69	2,463
その他	—	—	35	792
合計	1,428	26,707	1,547	29,084

(3) 法務省見学の申込みの受入件数，見学者数

受入件数は減少しているが，申込みのあった団体は全件受け入れている。来年度からアンケートを実施する予定である。

	H13年度	H14年度
受入件数	84団体	65団体
見学者数	—	554人

※平成13年度の見学者数は把握していない。

(4) 法務省パンフレット配布数

前年と比して約36%増加している。

	H13年度	H14年度
配布数	12,900	17,500

(5) 法務省業務紹介ビデオの貸出し・上映件数

	貸出し	上映
件数	1,165	19,242

※平成13年度の本項目についての数は把握していない。

見直しの有無

なし。

備考

## 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房秘書課		
施策等の名称	行政事務の効率化		
目 標	基本目標	指 標	内部事務のうち主な57事務のペーパーレス化（電子化）の進捗状況
	内部事務についてペーパーレス化（電子化）を推進し、行政事務の効率化を図る。		
	達成目標		
基本的考え方	<p>迅速な行政活動を実施するに当たり、行政内部の事務が効率よくかつ円滑に行われるには、文書の作成・配布・回収に要していた事務量の軽減や、作業時間の短縮、複写枚数の節約及び申請者の負担軽減等を図る必要がある。</p> <p>そのためには、法務省及び各府省に共通する内部事務について、電子メール、電子掲示板の活用、電子媒体による情報管理の推進などペーパーレス化（電子化）を促進しなければならない。</p> <p>そこで、「バーチャル・エイジェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」（平成11年12月28日高度情報通信社会推進本部決定）に基づき「法務省における行政事務のペーパーレス化（電子化）実施計画」を策定し、「総務・文書部門」、「協議・調整部門」、「秘書・人事・給与及び福利厚生部門」、「会計・経理・予算部門」及び「各部門共通事務」の5部門57事務について、平成12年度から3か年計画でペーパーレス化（電子化）を推進するとともに情報化基盤の整備を推進する。内部事務のペーパーレス化（電子化）の内容は下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 連絡・通知型内部事務（連絡・通知に係るもの；訃報、会議開催通知、国会情報など） 省庁間電子文書交換システム、電子メール等を活用して文書を電子的に発送することにより、情報発信者の負荷の軽減・情報伝達に要する時間の短縮等を可能とする。</p> <p>(2) 情報共有型内部事務（データベースなどで情報共有することが可能なもの；各種通達、広報誌、国会関係資料など） 電子文書管理システム、電子掲示板等を活用して、文書を共有することにより、部門や場所にとらわれない情報共有（属人的な情報管理から組織的な情報管理へ移行）、情報検索、参照の簡素化等を可能とする。</p> <p>(3) 協議・調整型内部事務（政策の意思決定内容を対外的に伝達し、協議・調整を行うもの；法令協議、政府関連施策等各省協議など） 電子掲示板等を活用して、協議・調整事務を電子化することにより、方向性決定の迅速化、検討経緯の明確化及び参照の容易性を可能とする。</p> <p>(4) 申請・承認型内部事務（作成取得後の意思決定が必要となる文書で定型化されているもの；運転日報、月報、公用車使用状況報告書など）</p>		

	<p>スケジュール管理機能等を活用することにより、申請・承認に係る事務を電子化し、承認までの時間の短縮、申請者の負担軽減、承認経緯の迅速な把握等を可能とする。</p>
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>特になし。</p>
測定方法等	<p>1. 測定時期：平成15年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>法務省における行政事務のペーパーレス化（電子化）実施計画に基づき、ペーパーレス化（電子化）の進捗状況について、法務省のすべての機関を対象に電子化対象57事務について、次のフォローアップを行い、その割合から進捗状況を測定し、事務の簡素化・効率化の状況を把握する。</p> <p>(1) 電子化の進捗度（各事務についての状況を①～③で回答する。）</p> <p>① 「全て電子化」は、電子化する部分について、すべて電子化し、原則紙ベースでの業務を行っていないもの。</p> <p>② 「一部電子化」は、電子化する部分について、一部電子化しているが、紙ベースでの業務も行われているもの。</p> <p>③ 「未電子化」は、電子化する部分をすべて紙での業務を行っているもの。</p> <p>(2) 電子化のあい路（各事務について一部電子化又は未電子化の場合、①～⑤で回答する。）</p> <p>① システム（ハードウェア）の未整備又は不具合、機能不足。</p> <p>② アプリケーション（ソフトウェア）の未整備又は不具合、機能不足。</p> <p>③ 職員のペーパーレス化（電子化）推進の意識が低い。</p> <p>④ 職員の情報機器の操作についての習熟度が低い。</p> <p>⑤ その他</p> <p>最終年度の調査のため、ペーパーレス化（電子化）に対応した文書管理規則及びシステム運用規則等の未整備等については、回答項目から除外した。</p> <p>(3) ペーパーレス化（電子化）の効果的事例</p> <p>なお、フォローアップの実施に当たっては、総務省から各府省庁へ依頼のあった「ペーパーレス化（電子化）の実施状況のフォローアップ結果の報告について」に併せ実施したものである。</p>
評価の内容	<p>1. 平成14年度に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 行政情報化週間（主催：行政情報化推進各省庁連絡会議及び総務省）の実施やフォローアップの結果を電子掲示板等へ掲示することにより、ペーパーレス化（電子化）に対する職員の意識向上を図るとともに、フォローアップの結果をインターネットで公表した。</p> <p>(2) 法務省行政情報化推進計画の改定を行い、法務省LAN等情報通信基盤の整備を推進した。</p> <p>(3) ペーパーレス化（電子化）に対応した文書・システム関係規定の見直し・整備を行い、ペーパーレス化（電子化）推進のための環境を整備した。</p> <p>(4) 本省においては、「文書等一斉整理の日」を定め、6月・10月及び15年3月に実施することにより、文書の重複保有の解消及び執務スペース</p>

の確保など、執務環境の整備を推進した。

## 2. 評価結果

(1) ペーパーレス化（電子化）対象57事務について、全体の進ちょく状況は表1のとおりであり、「全て電子化」及び「一部電子化」は84%と目標を達成し、ペーパーレス化（電子化）が進んでいるといえる。

また、表2のとおり部門別では「全て電子化」及び「一部電子化」を合わせ、最もペーパーレス化（電子化）が進んでいる部門は、協議・調整部門の96.7%であり、最も電子化が遅れている部門は、会計・経理・予算部門の64.8%である。

表1（全体）

	全て電子化	一部電子化	未電子化
H12年度	23.2%	33.9%	42.9%
H13年度	26.0%	35.6%	38.4%
H14年度	42.1%	41.9%	16.0%

表2（部門別）【上段12年度，中段13年度，下段14年度】

	全て電子化	一部電子化	未電子化
総務・文書 部 門	38.2%	22.1%	39.7%
	47.5%	21.0%	31.5%
	51.9%	32.8%	15.3%
協議・調整 部 門	21.9%	34.4%	43.7%
	14.2%	54.2%	31.6%
	26.8%	69.9%	3.3%
秘書・人事 ・給与部門	27.0%	25.6%	47.4%
	29.7%	22.3%	48.0%
	63.0%	24.2%	12.8%
会計・経理 ・予算部門	14.7%	20.6%	64.7%
	15.6%	24.9%	59.5%
	30.5%	34.3%	35.2%
各部門共通	11.9%	57.1%	31.0%
	23.0%	55.4%	21.6%
	38.4%	48.3%	13.3%

(2) 未電子化の主な理由は、システム（ハードウェア）の未整備又は不具合、機能不足によるものが32.7%。アプリケーション（ソフトウェア）の未整備又は不具合、機能不足によるものが17.6%。 職員

のペーパーレス化（電子化）推進の意識が低いことによるものが27.3%。④ 職員の情報機器の操作についての習熟度が低いことによるものが18.5%となっている。

システム（ハードウェア）及びアプリケーション（ソフトウェア）による未電子化については、「法務省行政情報化推進計画」に基づき進めており、物理的な障害は解消が見込まれるが、職員に対する意識啓発等については、様々な機会をとらえて引き続き解消に努めていく必要がある。

(3) 電子メール、電子掲示板の活用、電子媒体による情報管理の推進などによる効果の具体的事例の主なものは以下のとおりである。

① 発表資料等の送付

ファックスや郵送で地方支分部局等に送付していた発表資料等をWANに掲載したことにより、配布に要していた時間及び複写枚数等の節約を図った（時間：年間発表資料数平均25件×1件当たり平均複写・配布時間約15分＝約6時間30分、紙：年間発表資料数平均25件×1件当たり平均枚数5枚×送付先数16庁＝約2,000枚の節約。）。

② 法令協議及び供覧資料の内部部局等へ配布

法令協議に対する回答及び供覧資料の全課・室への配布を電子メールで実施したことにより、回答・配布時間、複写枚数等の節約を図った（時間：年間平均回数件数400件×ファックス送信・確認時間5分＝33時間、紙：年間平均回答件数400件×1枚＝400枚の節約。）。

③ 手当関係支給状況報告等各種統計様式の配布

省内及び出先機関等に紙で配布していた支給状況報告等の様式をLAN等で配布したことにより、様式等の複写・配布時間、複写枚数の節約を図った（時間：400件（対象庁部局）×（1枚当たり平均複写時間1分＋配布時間5分）×4（統計件数）＝年間160時間、紙：400件（対象庁部局）×1枚×4（統計件数）＝1,600枚の節約。）。

④ 定期報告書等の送付

ファックスにより行っていた出先機関等からの定期報告書の一部を、電子メールで実施したことにより、定期報告書の集計時間及び用紙の節約を図った（時間：報告書集計時間月平均1.5時間×12月＝年間18時間、用紙：平均報告枚数月平均96枚×12月＝年間1,152枚の節約。）。

⑤ 出先機関等への文書発送

所管各庁等へ送付する文書（通達・通知・事務連絡）について、原則電子メールを使用することとしたことにより、郵送及びファクシミリの利用を減らし用紙の節約を図った（年間文書発送枚数17,580枚×187庁＝約328万枚の節約。）。

見直しの有無	なし。
備考	

平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房施設課		
施策等の名称	外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力		
目 標	基本目標	指 標	① 依頼件数に対する専門家の派遣数 ② 依頼件数に対する研修の実施件数 ③ 派遣専門家の活動実施状況 ④ 計画に際して派遣専門家の助言，指導が取り入れられた施設数
	外務省の施策を踏まえて施設づくりのノウハウに係る国際協力を推進する。		
	専門家派遣及び外国の研修員の受入れ依頼に対応する。		
基本的考え方	<p>この施策は、「法務省組織令第17条第5号（施設課の所掌事務）施設の整備に関する国際協力並びに施設の管理及び運営に関する国際協力の推進に関すること」に基づいている。これは、昨今、国際協力に関して、刑事政策分野においても、犯罪の防止，犯罪者の更正が途上国の社会，経済発展の重要な要素であるとの認識が高まっているという背景の下，施設に関連する援助要請に対し協力を行うために設けられたものである。</p> <p>具体的には，外務省からの要請に基づき，政策助言及び施設計画，設計手法に係る技術指導を行うための専門家派遣及び矯正施設に関する運営及び維持管理を含めた全般的知識の向上を目的とした研修を行うこと等により，相手国施設整備推進のために貢献する。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	1 相手国からの国際協力要請に対する外務省の予算措置によっては専門家派遣を行えなくなる等の影響を及ぼす可能性がある。 2 相手国の施設整備に係る予算措置によっては派遣専門家の助言，指導が施設整備に反映できない可能性がある。 3 相手国受入れ機関の組織の改変等があった場合，活動計画の大幅な変更を行わなくてはならない可能性がある。 上記のような要因により，矯正施設に対する助言，指導の効果が充分得られない可能性がある。		
測定方法等	1. 測定時期：平成15年3月31日 ----- 2. 測定方法等 (1) 専門家派遣件数から達成率を算出する。 (2) 研修依頼件数から達成率を算出する。 (3) 派遣専門家の報告書により活動内容及び助言，指導が取り入れられた施設を評価する。		
評価の内容	1. 平成14年度に講じた施策(実施状況) (1) 専門家の派遣 ア タイ王国司法省から，国際協力事業団を通じて同国の矯正施設・制度改善のための政策助言を行う専門家派遣依頼（1名）を受け，課内にお		

いて職務経験年数，語学力，適性等を総合的に判断し人材を選任して，同依頼に応じた。（派遣期間：平成14年9月25日～平成16年9月24日）

イ フィリピン共和国司法省から，国際協力事業団を通じて同国の非行少年訓練施設計画及び教育・訓練プログラムの改善（施設計画）を行う専門家派遣依頼（1名）を受け，課内において職務経験年数，語学力，適性等を総合的に判断し人材を選任して，同依頼に応じた（派遣期間：平成14年9月17日～平成15年3月14日）。

(2) 研修員の受入れ及び研修の実施

平成14年度において，研修依頼はなかった。

(3) 派遣専門家の活動実施状況

ア タイ王国に派遣した専門家は，省庁再編に伴う組織の体制作りが進む中，新たに麻薬常習者の社会復帰の法律が施行されたことに伴う矯正施設への影響も踏まえ，タイ側のプロジェクトに参加して助言指導を行っている。

イ フィリピン共和国に派遣した専門家は，現地の被収容少年が置かれた環境及び施設整備の現状を把握した上で活動計画を策定し，それに沿って活動を実施した。具体的には，非行少年教育及び職業訓練のためのパイロット施設を建設するプロジェクトを推進する一方で，少年施設整備に関する政策提言を行った。

---

## 2. 評価結果

(1) 専門家の派遣

平成14年度において，専門家派遣に対する達成度は100%であり，実績は良好である。

派遣された専門家は課内において対象となる技術系職員から，職務経験年数，語学力，適性等を総合的に判断し，充分吟味した上で選任されたものである。

(2) 研修の実施

平成14年度において，研修依頼はなかった。

研修依頼は毎年度行われているものではなく，本年度においては相手国又は所管省庁の判断等により依頼されなかったものと思料される。

(3) 派遣専門家の活動実施状況

ア タイ王国への派遣専門家は，現在，派遣期間の約1/4を消化した所であり，現在進行中の施策であるため，その評価は平成15年度以降に実施することとしたい。

イ フィリピン共和国への派遣専門家は，パイロットプロジェクトで建設予定の非行少年教育・訓練施設の計画に際して助言を行うことで，被収容少年が置かれた処遇環境改善に寄与すると同時に，施設整備担当職員の施設計画能力の向上を促した。また，司法省の担当次官に対して政策提言を行うことで，今後の少年施設整備状況の改善にも寄与した。

以上の点から，所期の目的を達したものと評価できる。

(4) 計画に際して派遣専門家の助言，指導が取り入れられた施設

上記については，現在評価できる段階ではないため平成15年度以降の評価としたい。

(5) 今後の方向性

今後共，派遣専門家との連携を強め支援体制を確立すると共に，将来の派遣要請に対応できるよう各種研修等を通じて適切な人材の育成につとめる等，目標達成の実現に向け積極的に活動していきたい。

見直しの有無	なし。
備考	

### 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	法務総合研究所		
施策等の名称	国際連合に協力して行う研修，研究及び調査の推進		
目 標	基本目標	指 標	① 国際社会における刑事司法を取り巻く情勢動向調査実施状況 ② 国際研修等の実施状況及びこれに対する研修参加国等の評価
	達成目標		
	<p>刑事司法関係者に対する研修等を通じて国際協力を行い，研修等対象国の刑事司法制度の確立に資する。</p> <p>① 研修等対象国の刑事司法情勢調査を十分に把握する。 ② 効果的な研修等を実施する。</p>		
基本的考え方	<p>アジア・太平洋地域における開発途上国の最近における実情を見ると，政治機構の不備や汚職のまん延などのため，法による統治が十分機能しなかったり，急速な経済成長を続けているものの，それに伴って貧富の差が拡大して社会不安が高まったり，各種犯罪が大幅に増加したりしているにもかかわらず，法整備が進まず，効果的な犯罪防止策も講じられず，犯罪に対する捜査，裁判及び刑の執行が困難となり，過剰拘禁等の問題も生じて犯罪者の更生改善も進まない状況となっている国が多い。これら諸国にあっては，1960年代以降の飛躍的な経済成長や人口の都市流入を経験しながらも，犯罪の増加がさほど顕著でなく，犯罪発生率の低さや犯罪検挙率の高さは世界有数であり，治安もおおむね平穏に保たれている我が国に対し，我が国の経験を生かしてそれらの国々における効果的な刑事司法の確立とその効果的な運用に資する協力を行うことを要請してきている。法務総合研究所においては，国際連合に協力して刑事司法関係者に対する研修を40年以上にわたり実施してきたことにより，日本の刑事司法制度のみならず，アジア諸国における刑事司法制度の実情にも精通していることから，その豊富な経験及び知識に基づいて，近年の国際社会における刑事司法情勢調査を実施しつつ，国連等における対策への取り組みに相応し，また，過去の研修における評価を反映させるなどして，「組織犯罪」「汚職防</p>		

止」「司法改革」等時宜に即した研修テーマを策定し、研修対象国の警察、検察、裁判、矯正、更生保護並びにその他の刑事司法関係機関の高官及び中堅幹部職員を対象に、犯罪の防止及び犯罪者処遇の改善並びに刑事司法制度の確立及び改善・向上を目的とした効果的な国際研修等を実施するとともに、調査・研究及び情報収集した資料を地域内各国政府等に配布することによって、犯罪対策の充実及び犯罪者処遇の向上に協力し、それらの国々における刑事司法制度の確立に寄与し、ひいては日本を含めた国際社会の安全にも資する。

これまでの研修についても、当時の刑事司法情勢に即応した研修テーマを策定して実施してきたが、平成14年度においても、現地調査や国際会議等を通じて国際社会の刑事司法情勢を的確に把握し、時宜に即した研修テーマを策定した上、より効果的な研修等を実施する。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因

支援対象国における政情不安、政変、治安悪化、研修員の派遣中止や教官の派遣受入中止等の政策転換など。

測定方法等

1. 測定時期：平成15年3月31日

---

2. 測定方法等  
 情勢動向調査については、達成目標の実現に向けて講じた施策の実施状況により、またそれらに基づき実施した研修については、支援等対象国に対するアンケート等により評価する。

評価の内容

1. 平成14年に講じた施策(実施状況)

(1) 研修対象国等に対する刑事司法情勢調査  
 国際研修・セミナーにおけるテーマ及び国別特設研修における研修対象国・研修テーマ等を決定するに際しては、時宜に即したテーマ・研修対象国を選定するため外務省、国際協力事業団(JICA)、在外公館等関係機関と協議する一方、国際社会における刑事司法を取り巻く情勢、研修対象国における法体系及び研修要請等につき情報収集するため現地調査などを実施した。

(2) 国際研修等の実施  
 我が国及びアジア太平洋地域における刑事司法制度に関する諸問題につき検討し、研修参加国における刑事司法制度の充実・発展及び人材育成に寄与するために、下記研修を実施した。

研修名	研修テーマ	期間	参加人員
第121回国際研修	刑事司法の各段階における、拘禁に代わる社会内措置の拡充	54日	25人
第122回国際研修	人の密輸及び不法移民の問題に取り組むための効果的な刑事司法	54日	24人
第123回国際研修	犯罪被害者の保護及び修復的司法を含む刑事司法への積極的参加	32日	22人
汚職防止刑事司法支援研修	汚職防止のための効果的な刑事司法の運営	26日	16人
中国刑事司法高官研修	犯罪予防及び刑事司法における国際協力	19日	12人
その他研修・セミナー	国際組織犯罪と国際協力等	45日	19人

計		230日	118人
---	--	------	------

(3) JICA 第三国研修・専門家派遣

国際研修・セミナーへの参加希望者は非常に多い現状にあるが、施設等の関係から各研修における各国からの参加者が原則1名に制限されるため、より多くの研修員の参加が可能となるよう関係地域内諸国に教官を派遣し、各国の刑事司法制度改革、矯正における施設内社会内処遇改善及び人材育成に寄与するため下記第三国研修・専門家派遣を実施した。

派遣国	派遣期間	派遣人員
コスタリカ	15日間	2人
ケニア	33日間	2人
インドネシア	7日間	6人

(4) 国際会議（セミナー）の開催

国連では、2000年11月に国連総会で採択された国際組織犯罪防止条約及び同条約に付属している銃器の不法取引、不法移民、人の密輸に関する各議定書への早期批准を各国に呼びかけているところ、国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）は国連国際犯罪防止センターとの共催により、アジア太平洋諸国合計21か国から、関係政府機関の幹部を招き、本条約批准のために必要な国内法の改正に関する問題点を議論するために、国際組織犯罪防止条約批准支援セミナーを開催し国際協力に貢献した。

(5) 国外における国際会議等への参加

国連犯罪防止刑事司法委員会及び国連刑事司法関係機関長会議ほか世界各国で開催された刑事司法等に関する各種国際会議において、犯罪対策や刑事司法改革の現状等について発表すると同時に、国際社会の刑事司法情勢調査の場とするため積極的に国際会議等に参加した。

(6) 研修・研究及び調査の成果

研修・研究及び調査の成果を取りまとめ、アジ研叢書等として発刊し、アジ研における研修・研究成果を伝えることによりアジア・太平洋諸国を中心とする開発途上国の刑事司法運営の向上等に協力するとともに、アジ研の活動に更なる理解と協力を得る目的で、各国で活躍しているアジ研同窓生及びアジア・太平洋諸国を中心とする世界各国の法務省関係機関、関係省庁、大学等学術研究機関、国際機関等に配布した。

出版物	発行回数	発行部数
アジ研叢書(研修講義内容を収録したもの)	2回	計4000部

ニューズレター(研修概要等を英文で作成したもの)	3回	計6000部
アジ研所報(研修概要等を和文で作成したもの)	2回	計3600部

## 2. 評価結果

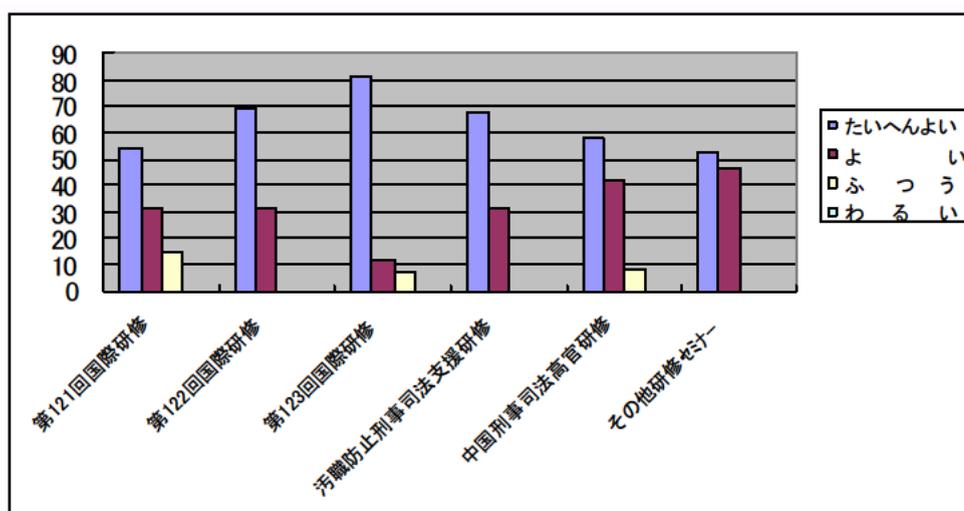
### (1) 研修対象国等に対する刑事司法情勢調査等の評価について

研修等を策定するにあたり実施した刑事司法情勢調査等については、その調査等により、現在我が国を含む各国が直面している刑事司法制度の問題点、例えば、刑務所の過剰収容、犯罪被害者の保護、あるいは汚職等の問題が深刻化していることを抽出し、十分に把握した上で、それら問題点を研究・検証する研修カリキュラムの企画・立案に有効であった。

### (2) 国際研修等の研修参加者等の評価について

#### ア 研修の運営管理について

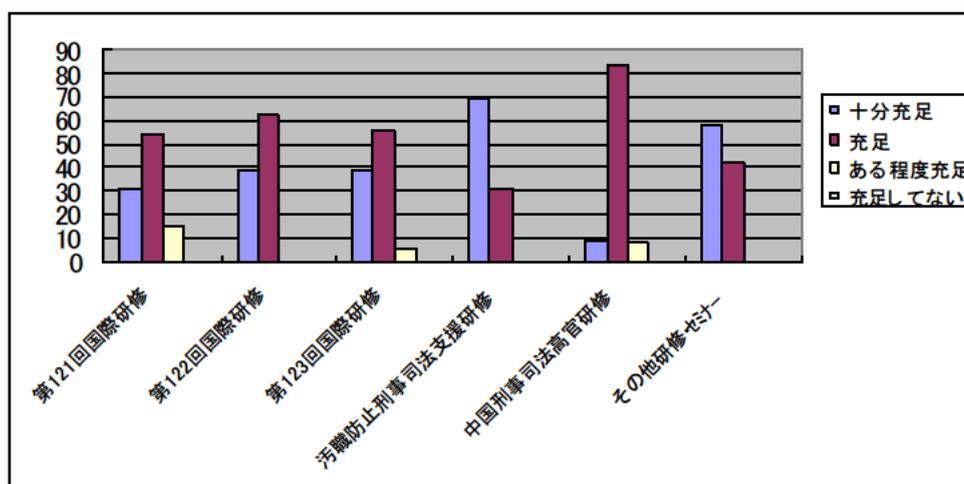
研修名	たいへんよい	よい	ふつう	わるい
第121回国際研修	54%	31%	15%	0%
第122回国際研修	69%	31%	0%	0%
第123回国際研修	81%	12%	7%	0%
汚職防止刑事司法支援研修	68%	32%	0%	0%
中国刑事司法高官研修	58%	42%	0%	0%
その他研修・セミナー	53%	47%	0%	0%



#### イ 研修に対する期待充足度

研修名	十分充足	充足	ある程度充足	充足していない

第121回国際研修	31%	54%	15%	0%
第122回国際研修	38%	62%	0%	0%
第123回国際研修	38%	56%	6%	0%
汚職防止刑事司法支援研修	69%	31%	0%	0%
中国刑事司法高官研修	9%	83%	8%	0%
その他研修・セミナー	58%	42%	0%	0%



上記の結果から、平均約96%の研修員が「十分充足・たいへんよい」又は「充足・よい」との評価であった。

(3) JICA 第三国研修・専門家派遣

研修対象国からの要望に応じ、3か国、延べ10名の専門家を研修対象国に派遣したことは、施設及び人員等の関係からアジ研における国際研修・セミナーに参加出来なかった者に対する人材教育への貢献ができたものと評価できる。

(4) 国際会議（セミナー）の開催

国連との共催により国際組織犯罪防止条約批准支援セミナーを開催したことは、各国関係政府機関の幹部を招いて行った議論等により、各国刑事司法における国際組織犯罪についての法的枠組や新たな取り組みについての情勢の現状把握が図られ、当所の今後の研修カリキュラムの企画・立案に極めて有効な成果が得られたとともに、条約批准を支援したことにより国際協力にも貢献したものと評価できる。

(5) 国外における国際会議等への参加

国外における国際会議等に参加し、世界各国の犯罪情報、これに対する刑事司法における対応状況などの情勢のみならず、国際社会における取り組みについての情勢を調査することができ、今後の研修カリキュラムの企画・立案等に極めて有効であると評価できる。

	<p>(6) 研修・研究及び調査の成果</p> <p>実施された研修・研究及び調査については、いずれも刑事司法の時宜に即したテーマに基づくものであり、それら講義内容及び概要を成果物として発刊したことは、世界各国の刑事司法関係者及び研修対象国等の刑事司法運営に有効な情報提供がなされたと考えられ、また、これらデータ等を利用して、更に充実した研修の企画・立案に極めて有効に資するものであると評価できる。</p> <p>(7) 今後の課題</p> <p>刑事司法関係者に対する研修等を通じての国際協力については、①研修等対象国の刑事司法情勢調査を十分に把握し、②効果的な研修等を実施しているが、基本目標を達成するためには、アジア・太平洋地域を中心とする諸外国のより多くの要望にこたえられるよう、国際研修やその研修員等の増加を図りつつ、国際社会の刑事司法情勢の変化に即応した、より充実した研修等の実施を目指す必要がある。</p> <p>また、21世紀における犯罪情勢は、それまでの一国における犯罪から同時多発テロ事件などのテロリズム及び組織犯罪等へと変化しており、これらに対応するには、先進国、開発途上国を問わず国際社会が一丸となって取り組むことが必要であり、このことはまさしくアジ研が過去40年にわたり実施してきた、世界各国の警察、検察、裁判、矯正、保護等の刑事司法の別の分野で働く研修生が、刑事司法の抱える課題をあらゆる角度から議論する国際研修そのものであり、今後更にこの形態の研修が重要視されるところと見られる。</p> <p>なお、これら研修等の成果は、単年度実施したからと言って達成されるものではなく、継続的・長期的な施策が必要である。</p>
見直しの有無	なし。
備考	

### 平成14年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	法務総合研究所		
施策等の名称	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進		
目 標	<p><b>基本目標</b></p> <p>法整備支援活動を通じて国際協力をを行い、支援対象国の法の支配の確立に資する。</p>	指 標	<p>① 支援対象国の法制度等の調査実施状況</p> <p>② 法整備支援計画の策定状況</p>

	<p><b>達成目標</b></p> <p>① 支援対象国の法制度等の実態を十分に把握する。</p> <p>② 有効適切な法整備支援計画を策定する。</p> <p>③ 効果的な研修等を実施する。</p>	<p>況</p> <p>③ 国際研修等の実施状況及びこれに対する支援対象国の評価</p>
<p><b>基本的考え方</b></p>	<p>アジア地域の開発途上国では、社会・経済の更なる発展のため、市場経済への移行や経済の一層の自由化を推進し、これに伴う各種の法制度の整備や法の運用に従事する人材の育成が緊急の課題となっている。しかし、これらの国々には、自ら質の高い法整備を行うノウハウや人材が極めて不足しており、明治以来、西洋法を継受し発展させてきた経験を有する我が国に対し、そのための支援（法整備支援）を要請してきている。</p> <p>法務省は刑法、民法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法等、国の基本的秩序に関わる法令を所管し、立法や法の運用に関する広範なノウハウを有しており、また、法務総合研究所は、国際連合研修協力部が過去40年間にわたり、国連との協定に基づく国際研修の実施を通じて刑事司法分野における人材の育成に貢献してきた経験と実績を有している。この経験を生かし、これら諸国の要請にこたえて法整備支援を行うことは、我が国とこれら諸国との友好関係の進展に寄与するのみならず、国際社会における我が国への評価の向上と、我が国を含む国際経済の安定的成長、ひいては国際社会の安定にも資する有効な方策となり得るものと考えます。</p> <p>アジア地域の開発途上国において法制度の整備と運用に従事する人材が育成されるとともに、必要な法制度が整備され、かつ、これらの法制度が適正に運用されることによって、前記諸国に法の支配が確立されることが本施策の基本目標であるが、当該目標を達成するためには、支援対象国の法制度等の実態を十分に調査して有効適切な法整備支援計画を策定し、研修を実施するなどの活動を通じて、対象国の立法担当者や法律実務家等の能力の向上を図るとともに、各種法制の整備につき、助言や関連情報の提供等の支援を行う必要がある。</p> <p>そのため、平成14年度においては、支援対象国の法制度の調査・研究を進め、その調査結果等を基に更に充実した研修等を実施することを重点目標とする。</p>	
<p><b>目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因</b></p>	<p>支援対象国における政情不安、政変、治安悪化、研修員の派遣中止や教官等の派遣受入中止等の政策転換など。</p>	
<p><b>測定方法等</b></p>	<p>1. 測定時期：平成15年3月31日</p> <hr/> <p>2. 測定方法等</p> <p>施策の実施状況に対する支援対象国の満足度を、各研修における講義ごとのアンケート調査により評価。</p>	
<p><b>評価の内容</b></p>	<p>1. 平成14年度に講じた施策(実施状況)</p> <p>(1) 支援対象国の法制度の調査・研究等</p> <p>ア 支援対象国へJICA短期専門家として教官等を派遣し、法制度の調</p>	

査及び研究等を行った。

対象国	期間（延べ日数）	延人員
ウズベキスタン	33日	3人
カンボジア	8日	1人
ベトナム	14日	2人
インドネシア	12日	2人

イ JICA長期専門家として職員を派遣し、法制度及びその運用状況の調査並びに支援に必要な研修やセミナー等の企画・立案に関与させるとともに、同国の政府機関に対し、法整備のための助言等を行わせた。

対象国	期間	人員
ベトナム	1年	1人
ラオス	1年	1人

(2) 法整備支援計画の策定

有効・適切な法整備支援計画の策定のため、長期・短期の専門家の活動を通じて現地の要望等を調査するとともに、現地政府と協議を重ねて次年度ないし今後数年の支援計画を策定した。

(3) 国際研修の実施

我が国の法制度の紹介、特定のテーマに対する各国研修員の発表、研修員同士又は我が国の法律専門家とのディスカッション、司法関係機関の見学等を通じ、民法・民事訴訟法等の基本法整備に必要な知識を与えるとともに、法の基本原理や、我が国及び支援対象国の法制度の仕組み、運用の実情等について相互理解を深めることによって、支援対象国が行う法制度の整備と人材育成に資することなどを目的とし、以下のとおり国際研修を実施した。

対象国	研修テーマ	期間 (延べ日数)	参加人員
ベトナム	民事訴訟手続等	96日	38人
カンボジア	民法，民事訴訟法	33日	16人
ラオス	市場経済の基礎をなす民事商事法の役割と国際取引等	22日	27人

インドネシア	日本・インドネシアの各法制度及びその運用の比較研究	20日	11人
ウズベキスタン	経済取引を促進する法制度	26日	6人
韓国	不動産登記制度等	12日	5人
その他	知的財産権に関する法制度の研究	33日	13人
計		242日	116人

注：上記一覧表中、その他欄は、カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイの複数国を対象とする研修である。

(4) 国際会議（シンポジウム）等の開催

件名	会議の概要等
アジア知的財産権法制シンポジウム	アジア諸国の知的財産権法制に関する研究成果の中間発表の場として開催。フィリピン、マレーシア、シンガポール、スイス、イタリアからの専門家のほか、学者、弁護士、企業法務関係者等約100名が参加。
法整備支援連絡会	法整備支援に関する国内の各種機関相互の情報・意見交換を行い、連携強化のため開催。外務省、経済産業省、最高裁、国際協力事業団、日弁連、大阪大学、名古屋大学等、40機関、約120名が参加。

(5) 調査・研究成果の公表

支援対象国の司法制度、法制度の運用状況等について調査・研究を行い、その成果を取りまとめて発刊し、法務省関係機関、大学等学術研究機関等へ配布した。

支援対象国ごとの調査・研究成果の内容は以下のとおり。

対象国	調査・研究テーマ	ページ数
ベトナム	ベトナムの法曹養成制度及び弁護士制度の改革等	392頁
カンボジア	カンボジア民事訴訟法（判決手続編）起草支援の過程等	235頁

ラオス	ラオス法制度の概要等	121頁
インドネシア	インドネシア司法制度と司法改革の状況等	139頁
ウズベキスタン	ウズベキスタン共和国の司法制度等	54頁
モンゴル	モンゴルの司法制度と司法改革の状況等	30頁
その他	不動産に対する所有権及び法人格形態の比較研究等	195頁
計		1166頁

## 2 評価結果

### (1) 支援対象国の法制度の調査・研究

支援対象国の調査の結果、対象国の統治機構（立法、行政、司法）、法体系、立法手続や法の運用に関する問題点、法律家の人材育成に関する情報など、より現地のニーズに即した研修テーマの設定や、他の機関の支援内容との重複を避けた効率的な支援計画の策定に資する情報が得られた。

具体的には、各国とも急速な社会・経済情勢の変化に立法や法改正がついていけず、また、審査が十分になされないまま多数の新しい法令が作られ、既存の法律等法令相互間の整合性がなく十分に機能しないこと、更には各国とも自ら質の高い法制度を整備してこれを運用することのできる法律家が不足しているが、その原因は法学教育のための法律解説書や、裁判官、検察官、弁護士等法曹実務家のための手引き、執務参考資料等が不足していることや、これら法曹の養成について、日本のような統一的な法曹養成制度が存在せず、各所管省庁が個別に法曹養成教育を行っており、そのカリキュラム等も十分なものでないことなどが判明したので、法の基本原理や日本の法制度を紹介するのみならず、支援対象国の法制度を比較法的に研究してその問題点の抽出と対応策を検討する研修や、法曹養成の基盤整備のため法律解説書や法律家のための実務マニュアルの作成を含む支援対象国内における法曹養成の指導者育成のための研修の実施など、より現地のニーズに即した支援計画が策定できた。

### (2) 法整備支援計画の策定

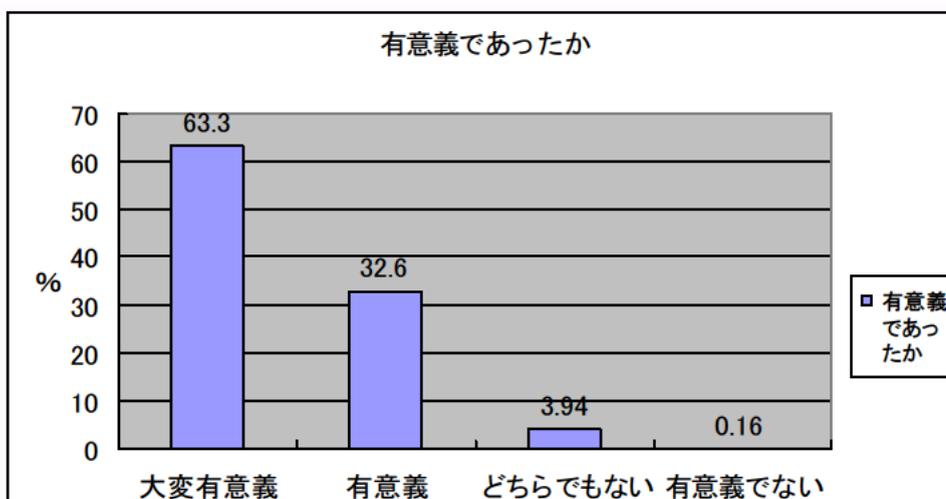
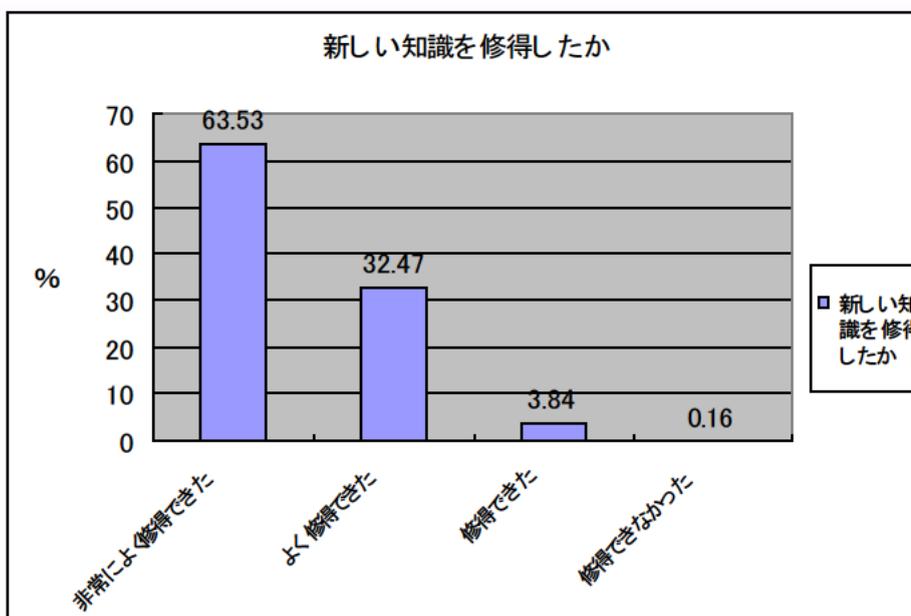
ウズベキスタン、インドネシア等、新たに支援を開始した国に対する次年度の支援計画を策定するとともに、ベトナム、カンボジアに対する今後3か年の支援計画について鋭意検討を行った。具体的計画案の決定は平成15年度に持ち越したものの、その骨子となる部分につき計画が策定できたので、おおむね当初の目標は達成されたものと認められる。

### (3) 国際研修等の実施

次表アンケート結果のとおり、研修員からは高い評価を受けており、有効適切な研修が実施できたものと評価できる。

なお、カンボジアに対しては、民法及び民事訴訟法起草支援を実施しているが、平成15年3月、両草案について全条文が完成したことから、支援計画が順調に実施されているものと評価できる。

新しい知識を修得したかとの質問に対する回答	非常に多くの知識を修得できた	多くの知識を修得できた	修得できた	修得できなかった
	63.53 %	32.47%	3.84%	0.16%
有意義であったかとの質問に対する回答	大変有意義であった	有意義であった	どちらでもない	有意義でなかった
	63.30 %	32.60%	3.94%	0.16%



(4) 国際会議（シンポジウム）等の開催

- ① アジア知的財産権法制シンポジウムを開催したことは、近時世界的に

その適正な運用が極めて重要視されている中で、アジア諸国の当該法制度の現状と問題点を、国内外の関係者が共有する上で非常に有意義であり、研修の実施を含む今後の法整備支援の企画・立案に資するものであったと評価できる。

② 法整備支援連絡会を開催したことは、我が国における法整備支援を実施している関係機関との意見・情報交換を通じて法整備支援の現状と問題点の共有、支援の方向性についての検討ができたので、今後の法整備支援を円滑に行うため関係機関との連絡・協調体制の確立に資するものであったと評価できる。

(5) 調査・研究成果の公表

これらの調査・研究成果を発表したことは、我が国のアジア法制の研究者や法整備支援関係者に有用な情報提供ができたものであり、当該情報が活用され関係者の間で研究の進展や法整備支援の機運が高まることは、当所における今後の法整備支援にとって極めて大きな助力となるものと考えられる上、調査・研究の成果を分析・検討して更に充実した研修の実施等法整備支援の企画・立案に資するものであると評価できる。

(6) 今後の課題

本施策の実施は、その緒についたばかりであり、基本目標が達成されるためには長期的・継続的な支援が必要と認められる上、社会・経済情勢の急激な変化に伴う支援対象国の法制度やその運用の変化に対応し、有効適切な支援計画を策定、実施していくためには、引き続き継続的、かつ深く掘り下げた調査研究が必要である。

また、法曹人材養成については、いわゆるトレーナーズ・トレーニングによる指導者の育成が支援対象国の法律家の増加やその質の向上に有効な方策となることから、今後は対象国における法学・法律実務教育の指導者育成や、法律・実務の解説書の作成支援などの体制整備に重点をおいた研修計画又は法整備支援計画も策定、実施していく必要がある。

見直しの有無	なし。
備考	